

# 「年金引き下げ違憲訴訟」

## 公正判決を求める要請署名（個人）

### 全国から鳥取、徳島、札幌各地裁に集中しましょう

全国の先陣を切って年金引き下げ違憲訴訟に立ち上がった鳥取では6月12日、北海道は6月16日、徳島6月26日に各地方裁判所で第1回公判が開かれます。

全国規模で展開される法廷の争いで被告である国がどのような対応をしてくるのか、地裁はどのように訴訟指揮をとるか、今後の「年金裁判」の展開を占う重要な公判です。

最初が肝心です。若者も高齢者もこれ以上の年金削減は認められないという方は、どなたでも署名ができます。法廷外で大きく運動を盛り上げながら、それぞれの地裁の第1回公判に向けて、別紙の「公正判決を求める要請書」（個人）の集中をお願いします。

- ① 署名用紙は別紙のとおりです。お手数ですがプリントし、署名の上、下記の送付先へお送り下さい。（切手代の負担はお願いします）
- ② 署名は、鳥取地裁宛は6月8日まで、札幌地裁宛は6月12日まで、徳島地裁宛は6月22日までに、以下の住所宛に送ってください。

#### 1. 鳥取地方裁判所宛要請署名の送り先

〒680-0805 鳥取県鳥取市相生町4丁目402の33  
年金者組合鳥取県本部東部支部 支部長 市谷尚三 様  
電話 0857-22-7750

#### 2. 札幌地方裁判所宛 要請署名の送り先

〒003-0804 北海道札幌市白石区菊水四条1丁目7-16  
年金者組合北海道本部 書記長 紺谷明史 様  
電話 011-815-6338

#### 3. 徳島地方裁判所宛要請署名の送り先

〒770-0923 徳島県徳島市大道1丁目13 笠井ビル2階  
年金者組合徳島県本部 書記長 松田文雄 様  
電話 088-623-6897

以 上